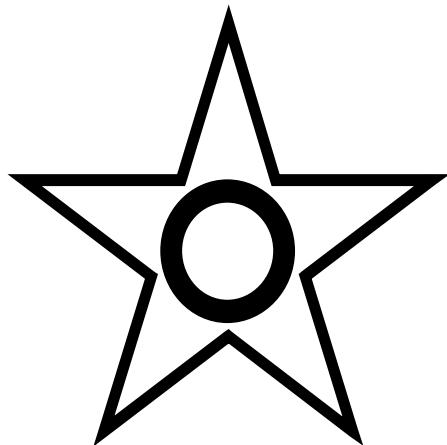


2025～2027 年度
釧路市競争入札参加資格審査申請の手引き
—物品購入等—



釧路市

問合先

釧路市 総務部 契約管理課 契約係

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
TEL 0154-31-4508 FAX 0154-25-9505
ke-keiyaku@city.kushiro.lg.jp

2025～2027 年度

物品購入等競争入札参加資格審査申請の受付について

2025～2027 年度において釧路市（阿寒町行政センター、音別町行政センター、消防本部、市立病院、上下水道部、教育委員会、小部局を含む。）が発注する製造の請負、物品の販売又は買入れ及びその他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）への参加資格審査申請を次のとおり受け付けます。

申請から決定まで

2026年(令和8年)2月2日(月) 受付開始

受
付
期
間

【提出方法】電子メール（指定する一部の書類は郵送）【**2026年（令和8年）2月10日まで必着**】

釧路市ホームページよりダウンロードしたExcelファイル「競争入札参加資格申請書（物品）」に必要事項を入力し、下記【例】のとおりファイルに名前を付け、メールに添付して下記送付先記載のメールアドレスまで送信してください。

【例】湿原物品株式会社が提出する場合

Excelファイル名：湿原物品株

4ページ 提出書類一覧において、郵送要否欄で「要」と記載されている申請様式は郵送で提出する必要がありますので、下記送付先まで送付してください。

※書類の到着を確認したい場合は、特定記録等の追跡サービスをご利用のうえ発送してください。

【送付先】〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市総務部契約管理課契約係

buppinsinsei@city.kushiro.lg.jp

※kushiro.の後は「エルジー」です。

2026年(令和8年)2月10日(火) 受付締切(必着)

書類の審査を行います。

2026年(令和8年)3月下旬

釧路市より「競争入札参加資格決定通知書」を送付します。

2026年(令和8年)4月1日

釧路市の物品購入等競争入札参加資格者として登録されます。

2028年(令和10年)3月31日

1 競争入札参加資格要件

次の各号のすべてを満たしていること。

- (1) 2026年（令和8年）2月1日以前に2年以上の営業期間があること。ただし、休業又は転廃業により事業の中断があるときは、当該中断期間を営業期間から除くものとする。
なお、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合、及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協同組合については、本要件を適用しない。
- (2) 2026年（令和8年）2月1日より前1年以内における製造、販売等の事業高（営業実績）があること。
- (3) 釧路市から課税されている全税目について、未納がないこと。
- (4) 釧路市から課税されている市道民税の特別徴収について、実施していること。※注2
- (5) 消費税及び地方消費税について、未納がないこと。
- (6) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条に該当する場合、厚生年金保険に加入していること。
- (7) 法令の規定に基づく許可、認可、登録等が必要なものにあっては、当該許可、認可、登録等を受けていること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（第167条の11第1項で準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。なお、同条中「当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
- | | |
|-------------|---|
| ア 成年被後見人 | 競争入札に参加することができない。 |
| イ 被保佐人・被補助人 | 原則、競争入札に参加することができない。ただし、特殊な技能をもって営業ができる場合等には参加することができる。 |
| ウ 未成年者 | 営業許可を有しない未成年者（婚姻者を除く。）は競争入札に参加することができない。 |
- (9) 釧路市暴力団排除条例（平成24年条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること。

※注1 本申請における審査基準日は2026年（令和8年）2月1日です。

※注2 従業員数が3人以上（役員は含めるが、パート・アルバイトなど非正規職員・従業員、季節従業員などは除く）であり、かつ釧路市に住民登録がある職員・従業員が1人以上いる事業所（法人・個人）については、釧路市から課税されている市道民税の特別徴収を実施していない場合、競争入札参加資格審査申請ができません。

2 資格の取り消し

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当した時は、その資格を取り消すものとします。

- (1) 1の競争入札参加資格要件の（7）の許認可等が消滅したとき
- (2) 1の競争入札参加資格要件の（8）又は（9）に該当することが判明したとき
- (3) 虚偽の申請等があったと認められたとき
- (4) 入札参加資格を辞退する旨の届出が提出されたとき
- (5) その他、競争入札参加資格要件に定める要件の一を欠くに至ったとき

3 登録内容の変更について

登録内容に変更があったときは、速やかに競争入札参加資格登録事項変更届及び必要な添付書類を提出してください。様式は釧路市ホームページをご確認ください。

4 その他留意すべき事項

- (1) 申請様式は、釧路市の様式を使用してください。（北海道市町村共通様式ではありません。）
- (2) 釧路市では受理票は発行していません。申請書の受理を確認したい方は、受理票送付用の返信用封筒と受理票をご用意ください。
- (3) 釧路市では「物品購入等」と「建設工事等」の競争入札参加資格があるため、どちらも登録を希望される方は、それぞれ申請してください。
- (4) 入札その他の取扱については、「物件の購入等に係る入札心得」を参照してください。

提出書類一覧表

◎→必ず提出 ○→該当する場合に提出

種類	内容	法人	個人	郵送要否
クリアファイル (A4判)	● 申請書類（郵送指定する書類のみ）を以下の順番に並べ、クリアファイルにはさんで提出してください。	◎	◎	要
1 競争入札参加資格審査申請確認票 (様式1)	● 記載例を参照してください。	◎	◎	要
2 競争入札参加資格審査申請書 (様式2) ※2枚一組	● 記載例を参照してください。	◎	◎	—
3 主要品目・取扱品目申請書 (様式3) ※5枚一組	● 記載例を参照してください。	◎	◎	—
4 登録期間委任状 (様式4)	● 銚路市外の本社から、他に所在する支店等に年間委任して登録する場合に提出してください。 ※記載例あり	○ (原本)		要
5 印鑑届出書 (様式5)	<p>● 書類に押印する印鑑は、役職名の入った印鑑^{※1}又は代表者の個人名が入った印鑑^{※2}としてください。会社名のみが入った印鑑（役職名の入っていないもの）^{※3}は使用できません。また、役職名に相違のあるものは使用できません。</p> <p>【使用可能な印鑑例】</p> <p>※1</p>  <p>※2</p>  <p>【使用できない印鑑例】</p> <p>※3</p> 	◎ (原本)	◎ (原本)	要

6	工場及び作業所の概要 (様式 6)	<ul style="list-style-type: none"> 取扱品目で「一般印刷、フォーム印刷、地図印刷、特殊印刷、その他印刷」を登録する場合に提出してください。 <u>自社工場にて受注できることを条件とします。</u> 	○	○	—
7	印刷物件取扱確認票 (様式 6－2)	<ul style="list-style-type: none"> 取扱品目で「一般印刷、フォーム印刷、特殊印刷」を登録する場合のみ提出してください。 	○	○	—
8	暴力団排除に関する 誓約書 (様式 7)	<ul style="list-style-type: none"> 本社の代表者名で記載してください。 <p>※記載例あり</p>	◎	◎	—
9	資本関係・人的関係に 関する調書 (様式 8)	<ul style="list-style-type: none"> 資本関係または人的関係のある者について、様式内の記載要領をご確認の上、記載してください。 <p>※ 記載例あり ※ 釧路市ホームページ掲載の「特定関係にある資格者同士の入札参加の取扱いについて」及び「特定関係にある資格者同士の入札参加に関するQ & A」についても参考としてください。</p>	◎	◎	—
10	現在事項全部証明書 (商業登記簿謄本)	<ul style="list-style-type: none"> 法務局で発行される「現在事項全部証明書」または「履歴事項全部証明書」を提出してください。 <p>※ 申請日の前3か月以内のものを提出してください。</p>	◎ (写可)		要
11	事業主の身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業者は、本籍地のある市町村で発行される身分証明書を提出してください。釧路市が本籍地の場合は、釧路市役所戸籍住民課等で発行されます。 <p>※ 申請日の前3か月以内のものを提出してください。</p>		◎ (写可)	要

12	財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ● 直前決算1ヵ年分とします。 ● 法人は、決算書のうち貸借対照表、損益計算書の部分を提出してください。 ● 個人事業者は、「営業用純資本額に関する書類及び収支計算書」(確定申告時に税務署に提出した損益計算書、貸借対照表等)を提出してください。 ● 公益法人等は貸借対照表、正味財産増減計算書等を提出してください。 	◎ (写可)	◎ (写可)	要
13	釧路市税完納証明書 (※納税証明書は不可)	<ul style="list-style-type: none"> ● 釧路市に納税義務がある場合のみ提出してください。 ● 市民税課等で納税証明申請手続きが必要です。その際、使用目的は「入札参加資格審査申請」としてください。 <p>※ 2026年(令和8年)1月27日以降に発行のものを提出してください。</p> <p>※ 証明申請時の直近に収めた市税がある場合は、証明書発行窓口で納入確認が必要なため、発行窓口に領収書（写し可）を持参してください。</p> <p>※ 釧路市内に事業所等を有する法人で、法人市民税のほか、固定資産税や軽自動車税などが課税されている場合は釧路市税完納証明書の提出が必要です。</p> <p>また、釧路市内に事業所等がない場合でも、釧路市民である社員に対して特別徴収を行っている場合も必要です。</p> <p>※ 釧路市税完納証明書の申請についての詳細は釧路市ホームページ「完納証明書(滞納なし証明書)」をご覧ください。</p> <p>※ 市民税課 TEL 0154-31-4513</p>	○ (写可)	○ (写可)	要

14	<p>市道民税特別徴収の実施を証明できる書類</p>	<p>● 2026年（令和8年）2月1日において、従業員数が3人以上（役員は含めるが、パート・アルバイトなど非正規職員・従業員、季節従業員などは除く）であり、かつ釧路市に住民登録がある職員・従業員が1人以上いる事業所（法人・個人）については、①「特別徴収であることが分かる直近の領収書」（釧路市分）の写しを提出してください。</p> <p>①による提出ができない場合については、②「市道民税特別徴収税額の決定通知書」（釧路市発行）の写しを提出してください。なお、②による提出の場合、個人情報を含まないよう下記の部分のみとするか、又は個人情報（氏名・マイナンバー等）をマジックで塗りつぶす等してください。</p>	<input type="radio"/> (写)	<input type="radio"/> (写)	要																																																
<p>給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）</p> <p style="text-align: right;">釧路市</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">特別徴収税額</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">課 稅 人 員</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">非課税人員</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">人 数</th> <th style="text-align: center;">納 付 額</th> <th style="text-align: center;">人 数</th> <th style="text-align: center;">納 付 額</th> <th style="text-align: center;">人 数</th> <th style="text-align: center;">納 付 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">12月分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2月分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8月分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3月分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9月分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">4月分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">4月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10月分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">5月分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">5月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(備考)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに 市税条例第45条の規定によって、 年度給与所得に係る 市民税及び道民税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）した ので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> </div>						特別徴収税額		課 稅 人 員		非課税人員		人 数	納 付 額	人 数	納 付 額	人 数	納 付 額	6月分		12月分		1月分		7月分		2月分		2月分		8月分		3月分		3月分		9月分		4月分		4月分		10月分		5月分		5月分		(備考)					
特別徴収税額		課 稅 人 員		非課税人員																																																	
人 数	納 付 額	人 数	納 付 額	人 数	納 付 額																																																
6月分		12月分		1月分																																																	
7月分		2月分		2月分																																																	
8月分		3月分		3月分																																																	
9月分		4月分		4月分																																																	
10月分		5月分		5月分																																																	
(備考)																																																					
15	消費税納税証明書	<p>複数枚にわたる場合は、1枚目のみ提出してください。</p> <p>● 特別徴収への切り替え手続きの直後で、納付実績がなく領収書の提出が不可、決定通知書についても未受領などの場合は、「特別徴収への切替届出書」の写しを提出してください。</p> <p>問 市民税課 Tel 0154-31-4515</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	要																																																
15	消費税納税証明書	<p>● 本店所在地の税務署で発行される消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）「未納税額がないこと用」を提出してください。（その3の3でも可。）</p> <p>詳細は、国税庁ホームページ「納税証明書の交付請求手続」または「e-Tax 納税証明書の交付請求について」をご覧ください。</p> <p>※ 電子納税証明書（電子ファイル）による提出は不可です。</p> <p>※ 申請日の前3か月以内のものを提出してください。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	要																																																

16	厚生年金保険の加入を証明できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生年金保険法第6条に規定する強制適用事業所に該当する場合、直近の厚生年金保険の加入を証明できる書類（納入告知額・領収済額通知書、納入告知書等）を1ヶ月分提出してください。（加入直後の方は、年金事務所の受付印がある新規適用届の写し等） <p>※ 厚生年金保険の強制適用年齢は満70歳の前日までです。</p>	<input type="radio"/> (写)	<input type="radio"/> (写)	要
17	許認可証等	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録する品目の営業に許認可等が必要な場合は、許認可証等を提出してください。官公庁許可等に限り、第三者機関や団体等が発行するものを除きます。 <p>個人名のものは提出不要です。</p> <p>※ 参考資料「許認可・登録・届出の例」</p>	<input type="radio"/> (写)	<input type="radio"/> (写)	要
18	組合の定款	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかの組合に該当する場合に提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合 ・事業協同小組合 ・協同組合連合会 ・企業組合 ・協同組合 	<input type="radio"/> (写可)		要
19	組合構成員名簿	<ul style="list-style-type: none"> ● 官公需適格組合の場合のみ提出してください。 	<input type="radio"/> (写可)		要
20	官公需適格組合証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかの組合に該当する場合に提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合 ・事業協同小組合 ・協同組合連合会 ・企業組合 ・協同組合 	<input type="radio"/> (写可)		要
21	資格決定通知書返信用封筒	<p>①長形3号(120mm×235mm)程度の封筒</p> <p>②110円切手貼付のこと</p> <p>③返信先を明記のこと</p> <p>※ 切手、返送先記入漏れの場合は送付できません。</p> <p>※ 返送先は本社、受任者先または連絡先になります。行政書士事務所等には送付できません。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	要

※ 現在事項全部証明書、事業主の身分証明書、消費税納税証明書は、申請日前3ヶ月以内のもの**を有効**とします。

※ 資格決定通知書は、**3月下旬**までに送付します。

※ 法人番号については、当市ホームページ上で一般公開している競争入札参加資格者名簿に記載することとします。